

逗子市都市公園条例の一部を改正する条例の概要

■改正の趣旨

（仮称）小坪2丁目公園（所在地：小坪2丁目1042-1）を令和9年度に開園するにあたり、公園の名称、位置並びに有料駐車場及びその開場時間等を追加するため、都市公園条例の一部を改正します。

■主な改正内容

（１）近隣公園への名称の追加（別表第１（第２条関係））

４箇所目の近隣公園として公園名称と所在地を追加します。

種 別	名 称	位 置（代表地番）
近隣公園	小坪はれやま公園	逗子市小坪2丁目1042番1

（２）駐車場の開場時間（別表第３（第６条関係））

公園内に有料駐車場を新たに３箇所新設し、開場時間を追加します。

有料の公園施設の種類の	開場時間
駐車場	終日

（３）駐車場の料金設定（別表第５（第１３条関係）の５の表）

有料駐車場の料金設定や時間の区分などを追加します。

単 位	金 額
午後７時から午後８時まで １時間につき	400円
午後８時から午前７時まで １時間につき	800円

【参考情報】

□逗子市都市公園条例とは

市内の都市公園（公共の公園や緑地）の設置と管理に関するルールを定めた条例であり、公園などの施設を安全・快適に利用するための基本的な決まりを定めています。

□今後のスケジュールなど

（１）パブリックコメントの実施

この改正案について、次のとおり皆様のご意見を広く募集します。

意見募集期間：令和8年9月9日（水）～ 令和8年10月8日（木）

（２）その他

今秋以降に第2期工事として残りの園路整備や、駐車場の整備などを行います。

（公園の整備工事に関する近隣住民向け説明会は別途開催予定です。）